

(様式2-3)

別表2



水利費又は土地改良区の賦課金等に係る特約事項

(出し手) 氏名

印

本特約事項の内容について、(公財)香川県農地機構から土地改良区等に必要な応じて情報提供することに同意します。

(受け手) 氏名

印

本特約事項の内容について、(公財)香川県農地機構から土地改良区等に必要な応じて情報提供することに同意します。

地番※				
区 分		負担区分等の内容		備 考
1. 水利費及び水利に関する諸経費等		☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
2. 土地改良区	経常賦課金等	☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
	特別賦課金等	☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
3. 水路・ため池等の管理作業 (水路清掃作業:井手ざらい等) (負担金含)		☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
4. 当該農地の 管理作業等	水管理 (水利慣行に留意すること)	☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
	畦畔の草刈り	☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
	進入路等の管理	☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
5. その他()		☐ 土地所有者	☐ 借受人(耕作者)	
土地改良区名				

※土地改良区ごとに各筆明細の地番を記載するものとする。

(参考)

- ・水利費とは、農業用水を利用する農地所有者等を組合員として農業用水の利用権と管理が一体となった経費のことです。
- ・土地改良区の賦課金とは、土地改良区の運営や施設の維持管理に必要な費用として当該土地改良区の組合員全員から徴収するものです。
- ・水路・ため池等の共同維持管理作業とは、当該地域における農地の耕作に関連する水路・ため池等の共同維持管理作業のことです。
- ・借り受けた農地の管理作業とは、畦畔の管理、水管理(地域の水利慣行に留意すること)、進入路等の管理などのことです。
- ・なお、水利費や賦課金の詳細については、地元の水利組合にお問い合わせください。